多治見市スポーツ協会加盟団体に関する規程

- 第1条 この規程は、多治見市スポーツ協会会則第5条の規程により、多治見市スポー ツ協会(以下「この協会」という。)の加盟団体に関し、必要な事項を定めるもの とする。
- 第2条 この協会が会則第5条に定める加盟団体は、次のとおりとする。
 - (1) 市内を統轄する各種競技団体
 - ・多治見市陸上競技協会 ・多治見市軟式野球連盟 ・多治見市ソフトテニス連盟

- · 多 治 見 市 卓 球 協 会 · 多 治 見 市 剣 道 連 盟 · 多 治 見 市 柔 道 協 会

- ・多治見市バスケットボール協会 ・多治見市弓道連盟 ・多治見市射撃協会
- ・多治見市スキー協会 ・多治見市サッカー協会 ・多治見市山岳連盟
- 多 治 見 市 水 泳 協 会
- ・多治見市バレーボール協会 ・多 治 見 市 体 操 協 会
- ・多治見市バドミントン協会 ・多治見市ソフトボール協会 ・多治見市スケート協会
- ・多治見市空手道連盟 ・多治見市テニス協会
- ・多治見市ハンドボール協会

- ・多治見市アーチェリー協会 ・多治見市スポーツ少年団 ・多治見市インディアカ協会
- ・多治見市合気道協会 ・多治見市ゴルフ協会
- (2) 各学校体育団体
 - 各高等学校(関係団体を含む)及び中学校体育連盟
- 加盟団体は、毎年指定する月末日までに負担金をこの協会に納入しなければな 第3条 らない。
- 2 負担金の額は、次のとおりとする
 - (1) 市内を統轄する各種競技団体

年額1団体 20,000円

(2)(1)に所属する会員

年額大人1人(高校生以上)100円 年額子供1人(中学生以下) 50円

(3) 各学校体育団体

年額1団体

10,000円

- 前項の2号に掲げる団体については、理事会の承認を経て、減免することがで 3 きる。
- 新たに加盟しようとする団体は、その代表者より次の書類をこの協会に提出し 第4条 なければならない。
 - (1) 加盟登録申請書
 - (2) 事務所所在地、連絡責任者
 - (3)規約
 - (4) 所属団体会員一覧表
 - (5)役員名簿
 - (6) 前年度事業報告
 - (7) 当該年度事業計画書及び収支予算書
 - (8)過去3年間の活動報告書

- 第5条 加盟の承認を受けた団体は、直ちに第3条に定める負担金を納入し、この協会 の評議員1人を選出し、届出なければならない。
- 第6条 加盟団体は、選出したこの協会の評議員、規則その他提出書類に変更があった 場合は、直ちにその旨を届出なければならない。
- 第7条 加盟団体は、毎年4月末日までに次の書類をこの協会に提出しなければならない。
 - (1) 当該年度の事務所所在地、役員、連絡責任者の氏名、住所、職業
 - (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - (3) 当該年度の事業報告書及び収支予算書
 - (4) 所属加盟団体又は会員一覧表
 - (5) その他この協会の目的達成のために必要と思われる事項 この協会への加盟団体は、アマチュアスポーツ精神を遵守し、それぞれの規則 によって積極的に活動しなければならない。

附則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する
- 2 平成18年4月1日一部改正
- 3 平成27年4月1日一部改正
- 4 令和2年5月1日改正(名称等変更)
- 5 令和5年4月1日改正(合気道入会)
- 6 令和6年4月15日改正(ゴルフ入会、ボクシング退会)